別表第二十二（第八十六条の二十五関係）

文書番号
発簡年月日

（取扱物資の保管を命ぜられた者）　殿

（都道府県知事
防衛大臣
陸上総隊司令官等）　印

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1　取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日
2　保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容
3　前項の相違がある場合の理由

記

報告期限	
備考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。
2　「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。
　なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏面）

［略］

別表第十八（第八十六条の二十二関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣
陸上総隊司令官等）　印

引　渡　確　認　書

処分取消要請書（文書番号。発簡年月日）により取消しを要請した処分について、　年　月　日裏面のとおり引き渡したので確認する。公用取消令書の内容と相違がある場合には、以下の連絡先まで連絡されたい。

連絡先
所属
官職
氏名
電話番号等

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表第二十二（第八十六条の二十五関係）

文書番号
発簡年月日

（取扱物資の保管を命ぜられた者）　殿

（都道府県知事
防衛大臣
方面総監等）　印

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1　取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日
2　保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容
3　前項の相違がある場合の理由

記

報告期限	
備考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。
2　「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。
　なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏面）

［同上］

別表第十八（第八十六条の二十二関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣
方面総監等）　印

引　渡　確　認　書

処分取消要請書（文書番号。発簡年月日）により取消しを要請した処分について、　年　月　日裏面のとおり引き渡したので確認する。公用取消令書の内容と相違がある場合には、以下の連絡先まで連絡されたい。

連絡先
所属
官職
氏名
電話番号等

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。